

令和6年度

関東地区高等学校進路指導協議会

・

第3回事務局長会議

令和7年1月24日(金)

かながわ県民センター

次 第

会長挨拶

連絡事項

- 1 全高進ブロック事務局長会議報告
- 2 第51回 研究協議大会「栃木大会」について（決算報告）【P.3】
- 3 第52回 研究協議大会「群馬大会」について（進捗状況）
- 4 令和6年度会費納入状況 令和7年1月15日現在

都県名	令和6年		令和5年		増 減		備 考
	納入額	学校数	納入額	学校数	納入額	学校数	
神奈川	40,800	136校	41,100	137校	△300	△1校	
千 葉	52,800	176校	51,900	173校	900	3校	
茨 城	32,400	108校	33,900	113校	△1,500	△5校	
栃 木	27,000	90校	27,000	90校	0	0校	
群 馬	28,200	94校	28,200	94校	0	0校	
埼 玉	46,200	154校	45,900	153校	300	1校	
山 梨	15,600	52校	15,600	52校	0	0校	
東 京		0校	10,500	35校			
合 計	243,000	810校	254,100	847校	△600	△2校	

協議事項

- 1 令和6年度関東地区高等学校進路指導協議会の会議日程について（案）【P.4～5】
 - (1) 第1回事務局長会議について
 日時：令和7年4月18日（金） 午後2時30分～
 会場：神奈川近代文学館 中会議室
 〒231-0862 横浜市中区山手町110 電話 045-622-6666
 みなとみらい線「元町・中華街」駅より 徒歩10分
 - (2) 第1回常任理事会・総会について
 日時（案）：令和7年 **5月16日（金）**
 会場：神奈川近代文学館 中会議室
- 2 研究協議大会発表者について【P6～8】
- 3 令和7年度関東地区高等学校進路指導協議会の役員一覧について【P.9】
- 4 関東大会助成金の検討について【P.10】

5 情報交換

都・県	状 況
東京	
神奈川	
千葉	
茨城	
栃木	
群馬	
埼玉	
山梨	

6 その他

令和6年度第51回関東地区高等学校進路指導協議大会
「栃木大会」決算書

令和6年11月15日実施

1. 収入の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
参 加 費	388,000	
事 業 費	250,000	関東地区高等学校進路指導教育研究会
助 成 金	30,000	栃木県産業教育振興会
助 成 金	30,000	栃木連合教育会
助 成 金	80,000	日本教育公務員弘済会助成金
助 成 金	50,000	栃木県高等学校教育研究会
積 立 金	560,762	栃木県高等学校進路指導部会より補助
合 計	1,388,762	

2. 支出の部

項 目	決 算 額	備 考
運 営 費	970,486	事務用品、消耗品、理事会昼食代等、会場費等 内訳) 会場費・設備費等 944,240 駐車料金 4,000 雑費・消耗品費 22,246
印 刷 費	266,200	大会要項・封筒印刷製本
通 信 費	12,076	郵送料等
謝 金	140,000	講演料等
合 計	1,388,762	

1. 収入合計	1,388,762
2. 支出合計	1,388,762
3. 差引残高	0

令和6年11月29日
栃木大会事務局

令和7年度 関高進・全高進等の諸会議日程（案）

関東地区高等学校進路指導協議会

- (1) 第1回事務局長会(神奈川県)〈神奈川県立近代文学館(仮)〉 4月18日(金)
- (2) 第1回常任理事会・総会(神奈川県)〈神奈川県立近代文学館(仮)〉 5月16日(金)
- (3) 第2回事務局長会(神奈川県)〈会場未定〉 10月17, 24日(金)
- (4) 第2回常任理事会(群馬県)〈共愛学園前橋国際大学〉 11月14日(金)
- (5) 第52回研究協議大会(群馬大会)(群馬県)〈共愛学園前橋国際大学〉 11月14日(金)
- (6) 第3回事務局長会(神奈川県)〈会場未定〉 1月23日(金)

全国高等学校進路指導協議会

- (1) 全国ブロック事務局長会〈オンライン開催〉○ 4月26日(土)
- (2) 全国代表校長会〈オンライン開催〉● 4月26日(土)
- (3) 全国常任理事会(東京都)●○ 〈都内予定〉 6月6日(金)
 // // 〈都内予定〉 6月7日(土)
- (4) 全高進理事会・総会〈国立オリンピック記念青少年総合センター〉●○◆◇ 7月30日(水)
- (5) 第73回進路指導・キャリア教育研究協議全国大会〈国立オリンピック記念青少年総合センター〉
 □ 7月31日・8月1日(木・金)
- (6) 第31回全国進学指導研究協議大会(中国四国大会)(山口県)○□ 10月2日・3日(木・金)
 〈海峡メッセ下関〉
- (7) 第2回全国ブロック事務局長会〈オンライン開催〉○ 10月11日(土)
- (8) 第2回全国常任理事会(東京都)〈晴海総合高校(仮)〉●○ 11月29日(土)
- (9) 新規高等学校卒業者就職問題連絡会議〈未定〉 2月6日(金)
- (10) 第48回進路学習セミナー〈オンライン開催〉□ 3月27日(金)

ブロック会長参加 ●
 ブロック事務局長参加 ○
 各都県会長参加 ◆
 各都県事務局長参加 ◇
 任意 □

〈参考〉

令和6年度 関高進・全高進等の諸会議日程

関東地区高等学校進路指導協議会

- (1) 第1回事務局長会(神奈川県)〈神奈川県立かながわ県民センター〉 4月19日(金)
- (2) 第1回常任理事会・総会(神奈川県)〈神奈川県立かながわ県民センター〉 5月17日(金)
- (3) 第2回事務局長会(神奈川県)〈神奈川県立かながわ県民センター〉 11月1日(金)
- (4) 第2回常任理事会(栃木県)〈ホテルニューイタヤ〉 11月15日(金)
- (5) 第51回研究協議大会(栃木大会)(栃木県)〈ホテルニューイタヤ〉 11月15日(金)
- (6) 第3回事務局長会(神奈川県)〈かながわ県民センター〉 1月24日(金)

全国高等学校進路指導協議会

- (1) 全国ブロック事務局長会〈オンライン開催〉○ 4月27日(土)
- (2) 全国代表校長会〈オンライン開催〉● 4月27日(土)
- (3) 全国常任理事会(東京都)●○ 〈浅草文化観光センター〉 6月7日(金)
〃 〈都立上野高等学校〉 6月8日(土)
- (4) 全高進理事会・総会〈国立オリンピック記念青少年総合センター〉●○◆◇ 7月24日(水)
- (5) 第72回進路指導・キャリア教育研究協議全国大会〈国立オリンピック記念青少年総合センター〉
□ 7月25日・26日(木・金)
- (6) 第30回全国進学指導研究協議大会(北海道大会)(北海道)○□ 9月19日・20日(木・金)
〈北海商科大学〉
- (7) 第2回全国ブロック事務局長会〈オンライン開催〉○ 10月19日(土)
- (8) 第2回全国常任理事会(東京都)〈都立上野高等学校〉●○ 11月30日(土)
- (9) 新規高等学校卒業者就職問題連絡会議〈未定〉○◇ 2月7日(金)
- (10) 第47回進路学習セミナー〈オンライン開催〉□ 3月27日(木)

- ブロック会長参加 ●
- ブロック事務局長参加 ○
- 各都県会長参加 ◆
- 各都県事務局長参加 ◇
- 任意 □

関高進 研究協議大会 開催及び発表都府県

(割り当て表)

(1) ローテーション順序を下記のように決めた。

東京→神奈川→千葉→茨城→栃木→群馬→埼玉→山梨→(東京)へ

(2) 発表内容の順番 ○：開催県

進(進路学習)→大(大学・短大・専門学校)→就(就職指導)→特(特別な支援を必要とする生徒の進路指導)

年度	開催都府県	開催日程	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	山梨	事務局
H26	千葉	11月28日	進		○特	大			就		神奈川
H27	茨城	11月27日		進		○特	大			就	神奈川
H28	栃木	11月25日	就		進		○特	大			神奈川
H29	群馬	11月24日		就		進		○特	大		千葉
H30	埼玉	11月16日			就		進		○特	大	千葉
R1	山梨	11月15日	大			就		進		○特	千葉
R2	神奈川	11月13日		○特	大		就			進	埼玉
R3	東京	11月26日	○特	大				就	進		埼玉
R4	千葉	11月25日	進		○特	大			就		埼玉
R5	茨城	11月10日		進		○特	大			就	神奈川
R6	栃木	11月15日	就		進		○特	大			神奈川
R7	群馬			就		進		○特	大		神奈川
R8	埼玉				就		進		○特	大	千葉
R9	山梨		大			就		進		○特	千葉
R10	東京		○特	大			就		進		千葉
R11	神奈川			○特	大			就		進	埼玉
R12	千葉		進		○特	大			就		埼玉
R13	茨城			進		○特	大			就	埼玉

※令和2(2020)年度東京オリンピックの影響を考え、

令和2(2020)年度と令和3(2021)年の開催都府県の変更が行われた。

令和6年度 関高進 関東大会(栃木大会)発表者

第1分科会	進	千葉県	県立長狭高等学校	筧川 博彰 先生
第2分科会	就職	東京都	都立足立工科高等学校	田村 由美子 先生
第3分科会	大	群馬県	県立太田高等学校	新井 悟 先生
第4分科会	特	栃木県	県立益子特別支援学校	沼尾 健太郎 先生

令和7年度 関高進 関東大会(群馬大会)発表者

第1分科会	進	茨城県	県立茨城東高等学校	川上 一成 先生
第2分科会	就職	神奈川県	県立相模向陽館高等学校	田中 智史 先生
第3分科会	大	埼玉県	高等学校	先生
第4分科会	特	群馬県	県立高崎特別支援学校	阿部 愛 先生

進路指導研究協議 全国大会 発表県一覧表

(関東ブロック)

年度	回	発表分科会	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	山梨	備考
H29	66	6								●	韮崎工業高校(小尾先生)
H30	67		6								(関東発表なし)
R1	68	2	4				●				真岡高校(石塚先生)
R2											(関東発表なし)
R3	69		4								(関東発表なし)
R4	70	6							●		三郷工技高校(江本先生)
R5	71	4	2	●							横浜翠嵐高校(田邊先生)
R6	72										(関東発表なし)
R7	73	2	4		●						千葉県(先生)
R8	74		6								(関東発表なし)
R9	75	4				●					茨城県(先生)
R10	76	6	2				●				栃木県(先生)
R11	77										(関東発表なし)
R12	78	2	6					●			群馬県(先生)
R13	79		4								(関東発表なし)

平成17年6月11日改定 平成25年12月7日改定 平成26年6月7日改訂

順番：× →2 HR・総学→ × →6 就職 →4 進学→ × →2 HR・総学→ × →4 進学→6 就職

北海道 東北 関東 北信越 東海 近畿 中国 四国 九州 東京

番号は分科会を表している。

平成17年度から

- 2：第2分科会 ホームルーム活動・総合的な学習の時間における進路学習の計画と実践(高)
- 3：第3分科会 一人一人を生かす進路相談の計画と実践(小・中・高)
- 5：第5分科会 大学・短期大学・専修学校等進学への指導・援助の在り方(高)
- 7：第7分科会 高等学校における就職等への指導・援助の在り方(高)
- (第1分科会 学級活動・総合的な学習の時間の計画と実践(中))
- 第4分科会 中学校における進学・就職への指導・援助の在り方(中)
- 第6分科会 小・中学校における夢と希望を育てる指導の計画と実践(小・中)

平成25年 第3分科会を廃止

- 2 HR・総探 第2分科会 ホームルーム活動・総合的な学習の時間の計画実践(高)
- 4 進学 大学・短期大学・専修学校等進学への指導・援助の在り方(高)
- 6 就職 高等学校における就職等への指導・援助の在り方(高)

令和7年度

→ 千葉県 千葉県立 茂原 高等学校 太田代 先生(2分科会)

東京ブロック

→ 東京都 東京都立 高等学校 先生(4分科会)

令和6年度 役員名簿

会 長	為 成 雄 司	(神奈川県立 茅 ヶ 崎 高等学校長)
副会長	杉 森 共 和	(東京都立 日 本 橋 高等学校長)
	佐 藤 和 彦	(神奈川県立 相 模 原 弥 栄 高等学校長)
	菊 屋 泰 男	(千葉県立 大 網 高等学校長)
	井 上 正 治	(茨城県立 土 浦 湖 北 高等学校長)
	柳 田 昌 臣	(栃木県立 宇 都 宮 商 業 高等学校長)
	委 文 義 之	(群馬県立 館 林 高等学校長)
	中 山 望	(埼玉県立 浦 和 商 業 高等学校長)
	加 藤 忠	(山梨県立 甲 府 昭 和 高等学校長)
監 事	秋 川 能 徳	(千葉県立 千 葉 商 業 高等学校)
	栗 山 貴 浩	(茨城県立 取 手 第 二 高等学校)

常任理事 (注) ◎は各都県の事務局長を示す

東 京	◎多田早穂子 (小台橋高校)	栃 木	◎諏訪登志男 (宇都宮商業高校)
	鈴木 恭子 (豊島高校)		小平 裕宣 (真岡高校)
	鈴木 智和 (小石川中等教育学校)		森川 勝知 (宇都宮工業高校)
神奈川	◎杉本 智 (鶴嶺高校)	群 馬	◎齋五澤 剛 (館林高校)
	小島喜與徳 (相模原弥栄高校)		島方 宏明 (安中総合学園高校)
	黒田 健夫 (白山高校)		谷津 成一 (館林女子高校)
千 葉	◎松尾 拓也 (大網高校)	埼 玉	◎長谷川恵美 (浦和商業高校)
	堀江 英一 (茂原高校)		江本圭之介 (三郷工業技術高校)
	竹田 大起 (千葉商業高校)		細矢 良太 (草加西高校)
茨 城	◎増子 勝男 (土浦湖北高校)	山 梨	◎小澤 一仁 (甲府昭和高校)
	川崎 和子 (中央高校)		北村 幸子 (甲府第一高校)
	山田智栄子 (水海道第二高校)		白澤 一奈 (笛吹高校)

顧 問	福本 剛史 (埼玉県立浦和商業高等学校)	【平成14・15・16年度事務局長】
	黒田 健夫 (神奈川県立白山高等学校)	【平成17・18・19年度事務局長】
	柿沼 浩二 (埼玉県立妻沼高等学校)	【平成23・24・25年度事務局長】
	小島喜與徳 (神奈川県立相模原弥栄高等学校)	【平成26・27・28年度事務局長】
	松尾 拓也 (千葉県立大網高等学校)	【平成29・30・令和元年度事務局長】
	町田 進一 (埼玉県立熊谷商業高等学校)	【令和2・3・4年度事務局長】

事務局長	並木 俊恭 (神奈川県立希望ヶ丘高等学校)
事務局員	小島喜與徳 (神奈川県立相模原弥栄高等学校)
	黒田 健夫 (神奈川県立白山高等学校)
	近藤 充暁 (神奈川県立麻溝台高等学校)

研究大会助成金について

令和8年度より全高進からの助成金が来年度より減額 ¥100,000 → ¥60,000

- ・支出を見直すか？
- ・各都県への研究補助費を減額するか？

※ 年度別会計資料（支出のみ）

科目	2024	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016
通信連絡費	4,218	21,818	11,800	3,920	16,800	9,934	5,856	4,346	2,388
交通費	11,784	40,487	3,036	2,684	0	98,034	106,638	0	44,411
印刷費	1,800	21,835	20,900	0	0	0	1,492	0	0
会議費	17,294	15,154	66,276	20,977	13,189	0	0	0	5,600
研究補助費	250,660	250,330	250,000	250,000	250,000	351,728	250,864	250,000	250,000
事務局費	7,727	10,462	18,144	12,040	0	9,216	6,270	1,512	33,888
予備費	0	1,100	0	0	0	0	0	0	0
合計	293,483	361,186	370,156	289,621	279,989	468,912	371,120	255,858	336,287
繰越額		379,276	386,361	394,914	319,332	228,320	336,832	352,952	247,210
事務局	神奈川		埼玉			千葉		神奈川	

関東地区高等学校進路指導協議会 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は関東地区高等学校進路指導協議会と称する。

第2条 (目的)

本会は関東地区の高等学校における進路指導に関する連絡調整・研究協議を行い、教育の充実発展に資することを目的とする。

第3条 (地区)

本会の関東地区とは、東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨の各都県をさすものとする。

第2章 事 業

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 進路指導に関する情報の交換、連絡調整。
- (2) 進路指導に関する研究調査及び研究発表会・研究及び出版。
- (3) 関係各種機関(諸官庁・公共職業安定所・経済諸団体・各種団体・各事業所・中学校・専門学校・短大・大学・校長会)との連携。
- (4) その他必要と認められた事項。

第3章 組 織

第5条 (会員)

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する関東地区の高等学校ならびに特別支援学校をもって組織する。

第4章 役 員

第6条 (役員)

本会に役員を置く。

会長 1名 副会長 7名 理事 各都県役員
常任理事 各都県3名 監事 2名 顧問 若干名

会長県は、上記の副会長定員とは別に副会長を1名置くこともできる。

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、副会長・理事・常任理事及び監事を委嘱する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の基本方針を審議決定する。
- (4) 常任理事は本会の事業の企画・立案およびその他の必要事項を審議し、その運営にあたる。
- (5) 監事は会計を監査する。
- (6) 顧問は本会の相談役であり、議決権を持たない。

第8条 (役員を選出)

役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長は理事会(総会)で決定する。
- (2) 理事は各都県より選出された役員とする。
- (3) 常任理事は原則として各都県より選出された事務局長を含むものとする。
- (4) 監事は理事会(総会)において選出する。
- (5) 顧問は、常任理事会の推薦を得て理事会(総会)の承認を必要とする。

第9条 (役員の仕事)

役員の仕事は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会議

第10条 (会議)

本会を運営するために、次の会議を開く。

- (1) 理事会(総会)は、原則として年1回会長が招集する。
- (2) 常任理事会は、必要に応じて開催する。
- (3) その他の会を、必要に応じて開催することができる。

第6章 事務局

第11条 (事務局)

本会の事務局は、原則として会長勤務校に置き、会務を処理する。

第12条 (事務局細則)

事務局に関する細則は事務局規定として別に定める。

第7章 会計

第13条 (経費)

本会の経費は会費・事務費その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 (会費)

本会の会費は年額、1校につき300円とする。

第15条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 (経理細則)

本会の経理に関する細則は経理規定として別に定める。

第8章 改正

第17条 (改正)

本会の会則の改正は、理事会(総会)において出席者の3分の2以上の賛成が必要である。

附 則 本会則は平成2年4月1日を以て施行する。

平成 6年6月25日 一部改定 (会費)

平成 16年5月21日 一部改定

平成 21年5月22日 一部改定 (第5・6条の文頭)

平成 29年5月19日 一部改定 (第3・5条)

令和 2年6月12日 一部改定 (第6条)

事務局 規定

本会会則第6章、第12条により、次のとおり事務局規定を定める。

1. (事務局及び事務局長)

事務局及び事務局長を本会の会長県に置く。

1-2. 設置期限は3年を原則とし、千葉県→埼玉県→神奈川県 of 3県の順で持ち回りとする。

(別表1)

2. (事務局次長)

事務局長を補佐し、事務局の運営及び会議等の開催を円滑に行うため、事務局次長を置くことができる。(別表2)

2-2. 原則として次年度事務局担当県の推薦により総会の承認を得て、事務局次長を置くものとする。(別表2)

3. (事務局員)

事務局は事務局員を置くことができる。

4. (会計監査)

原則として監査は、次期事務局長の県から1名、栃木・山梨・群馬・茨城・東京の1都4県から1名を選出し、2名で行う。(別表3)

《付帯事項》 研究協議大会委員長は、開催都県の推薦により、会長が委嘱する。

《附 則》 本規定は平成11年4月1日より施行する。

平成18年5月19日 一部改定

令和 2年6月12日 一部改定 (3. 事務局員)

(別表1)

会長・事務局	千 葉	埼 玉	神奈川
R 2年度		○	
R 3年度		○	
R 4年度		○	
R 5年度			○
R 6年度			○
R 7年度			○
R 8年度	○		
R 9年度	○		
R10年度	○		
R11年度		○	
R12年度		○	
R13年度		○	

(別表2)

事務局次長	千 葉	埼 玉	神奈川
R 2年度			
R 3年度			
R 4年度			○
R 5年度			
R 6年度			
R 7年度	○		
R 8年度			
R 9年度			
R10年度		○	
R11年度			
R12年度			
R13年度			○

(別表3)

監 査	千 葉	埼 玉	神奈川	東 京	栃 木	山 梨	群 馬	茨 城
R 2年度			○				○	
R 3年度			○				○	
R 4年度			○				○	
R 5年度	○							○
R 6年度	○							○
R 7年度	○							○
R 8年度		○		○				
R 9年度		○		○				
R10年度		○		○				
R11年度			○		○			
R12年度			○		○			
R13年度			○		○			
R14年度	○					○		
R15年度	○					○		
R16年度	○					○		
R17年度		○					○	
R18年度		○					○	
R19年度		○					○	

経理 規定

本会会則第7章、第16条により、次のとおり経理規定を定める。

1. 支出について

支出項目ならびにその内容は次の通りとする。

- (1) 通信連絡費（連絡用郵券、電話代金等）
- (2) 交通費（関東大会 参加費 交通費等）
- (3) 印刷費（会議資料等印刷・文具代）
- (4) 会議費（事務局長会議 施設使用料等）
- (5) 研究補助費（関東大会 助成金）
- (6) 事務局費（全高進常任理事会 参加費補助金）
- (7) 予備費（特別に支出が必要と認められた時）

2. 旅費・研究補助費等について

- (1) 関東地区高等学校進路指導研究協議大会に参加する会長・事務局長の参加費・資料費を支給する。交通費については、都道府県旅費規程に準ずる額を支給する。
- (2) 関東地区高等学校進路指導研究協議大会の開催県に対し、研究補助金を行う。
- (3) 全国高等学校進路指導協議会 大学進学指導研究大会に参加する代表者が、公費出張とならない場合、その参加費等ならびに実費交通費を支給する。
- (4) 関東地区高等学校進路指導協議会の事務局長会、常任理事会に参加する会長・事務局長及び事務局員が公費出張とならない場合、実費交通費を支給する。
ただし、支給できる事務局員の人数は2名までとする。
- (5) 全国高等学校進路指導協議会の理事会(総会)・常任理事会(年2回分)・第2回全国ブロック事務局長会に参加する会長・事務局長が公費出張とならない場合、実費交通費を支給する。

3. 会計処理について

- (1) 会計処理は、原則として事務局長が行う。
- (2) 主要簿として「金銭出納帳」を設ける。
- (3) 支出に関する証明書(領収書等)を保管する。
- (4) 年1回以上の会計監査を行う。

《附 則》 本規定は平成15年4月1日より施行する。

平成26年4月1日 一部改定（旅費・研究補助費等について）

＝申し送り事項＝

(1) 17年度より研究助成金（研究大会助成金）を250,000円とする。

（16年度までは、350,000円）

理 由 : 全高進からの助成金が減額されたため。(200,000円→100,000円)

付帯事項 : 1都県からの納入口数が連続して50件を下回る時は、その都県が開催する研究大会への研究助成金の金額は別途審議していくものとする。

(2) 個人会員形式での会費納入について

東京都が、16年度より学校からの会費納入ができなくなりました。そこで個人会員形式での会費納入について認め、その場合は学校名での事務処理とする。学校からの会費の納入ができない現状ではやむをえない。状況を見て、会則第5条の見直し（改正等）等も視野に入れる。また、研究大会のお知らせなど、個人登録での事務処理は困難。

(3) 関東地区高等学校進路指導研究協議大会の参加費用について

大会への参加費用は3,000円とする。

全国高等学校進路指導協議会 会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は全国高等学校進路指導協議会と称する。

第2条 (目 的)

本会は全国の高等学校における進路指導に関する連絡調整・研究協議を行い、教育の充実発展に資することを目的とする。

第2章 事 業

第3条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 進路指導に関する情報の交換、連絡調整。
- (2) 進路指導に関する研究調査及び研究発表会・研究及び出版。
- (3) 関係各種機関（諸官庁・公共職業安定所・経済諸団体・各種団体・各事業所・中学校・専門学校・短大・大学・校長会等）との連携。
- (4) その他必要と認められた事項。

第3章 組 織

第4条 (会 員)

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する全国の高等学校をもって組織する。

第5条 (組 織)

本会の組織は、全国を北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国・四国・九州および東京の10ブロックに分ける。

第4章 役 員

第6条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 原則として11名 理事 原則として各都道府県2名
常任理事 各ブロック 2名 監事 2名 顧問 若干名

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、理事会の決定に基づき副会長・理事・常任理事及び監事を委嘱する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の基本方針を審議決定する。
- (4) 常任理事は本会の事業の企画・立案およびその他の重要事項を審議し、その運営にあたる。
- (5) 監事は会計を監査する。
- (6) 顧問は本会の相談役であり、議決権を持たない。

第8条 (役員を選出)

役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長は常任理事会で推薦し、理事会で決定する。
副会長は原則として、各ブロック会長および私学より1名とする。
また、必要に応じて増員することができる。
- (2) 理事は、原則として各都道府県より選出された各都道府県会長及び事務局長とする。
- (3) 常任理事は、原則として、各ブロックより選出された各ブロック会長及び事務局長とする。
- (4) 監事は理事会において選出する。
- (5) 顧問は原則として本会の歴代の会長とし、常任理事会の推薦を得て理事会の承認を必要とする。

第9条 (役員の仕事)

役員の仕事は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第10条 (会 議)

本会を運営するために、次の会議を開く。

- (1) 理事会(総会)は、原則として年1回会長が招集する。
- (2) 常任理事会は、必要に応じて開催する。
- (3) その他の会を、必要に応じて開催することができる。

第6章 事 務 局

第11条 (事 務 局)

本会の事務局は、原則として、会長勤務校に置き、会務を処理する。

第12条 (事務局細則)

事務局に関する細則は事務局規定として別に定める。

第7章 会 計

第13条 (経 費)

本会の経費は、会費・事業費その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 (会 費)

本会の会費は、年額1校につき300円とする。

第15条 (会 計 年 度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 (経 理 細 則)

本会の経理に関する細則は経理規定として別に定める。

第8章 改 正

第17条 (改 正)

本会の会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 本会則は平成2年4月1日を以て施行する。

平成3年7月30日一部改正
平成6年7月24日一部改正